

# 伊 勢 市 公 報

第 54 号  
平成 20 年 2 月 5 日  
火 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 地縁による団体の認可について	2
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 景観行政団体について	5
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	7
<b>教育委員会告示</b>	
○ 伊勢市教育委員会会議の招集について	8
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画の作成について	9
○ 農用地利用集積計画の作成について	10
○ 伊勢市都市計画変更に係る都市計画の案の縦覧について	11
○ 犬の抑留について	12
○ 土地収用法第 24 条第 2 項の規定による事業認定申請書及びその添付書類の写しの縦覧について	13
○ 犬の抑留について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16

## 伊勢市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成20年1月17日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 名称

明野第4自治区

### 2 規約に定める目的

本区は住民相互の親睦と福祉の増進に努め、自治区内の繁栄を図ることを目的とする。

### 3 区域

本区の区域は、伊勢市小俣町明野のうち161番5、264番3から本番が540番及び541番4から本番が561番までとする。

### 4 事務所

本区の手事務所は、伊勢市小俣町明野418番地8（明野第4自治区集会所）に置く。

### 5 代表者の氏名及び住所

井上 正

伊勢市小俣町明野284番地7

### 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定による場合。ただし、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得たとき。

9 認可年月日

平成 20 年 1 月 11 日

## 伊勢市告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、  
光の街区自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第10  
項の規定により告示します。

平成20年1月17日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 代表者の氏名及び住所

変更前 永 井 意 捷

伊勢市二見町光の街1020番地1

変更後 濱 條 幸 久

伊勢市二見町光の街1006番地5

伊勢市告示第8号

景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項ただし書の規定により、平成20年3月1日をもって景観行政団体となるので、同条第7項の規定により告示します。

平成20年1月30日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、  
今一色区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規  
定により告示します。

平成20年1月31日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 大 西 隆 樹

伊勢市二見町西 1042 番地

変更後 松 本 公 彦

伊勢市二見町西 1095 番地 24

伊勢市告示第 10 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
荘区自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

平成 20 年 1 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 澤 田 豊 久

伊勢市二見町荘 1191 番地 3

変更後 宮 後 朝 訓

伊勢市二見町荘 1638 番地

伊勢市教育委員会告示第1号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成20年1月23日

伊勢市教育委員会  
委員長 楠田 英子

記

- 1 日 時 平成20年1月31日（木）午後6時30分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会小俣総合支所 2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第1号 平成20年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の人事異動方針について



伊勢市公告第 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 1 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	4,134.74 m <sup>2</sup>	売買

伊勢市公告第 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 1 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	4,033 m <sup>2</sup>	売買

## 伊勢市公告第 5 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 20 年 1 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 都市計画の種類

伊勢都市計画道路

3・5・51 号神田一之木線 他 11 線

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市立伊勢図書館

### 4 縦覧期間

自 平成 20 年 1 月 25 日（金）

至 平成 20 年 2 月 8 日（金）

### 5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

## 伊勢市公告第6号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年1月23日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市横輪町	雑種(柴)	黒	雄	中	91日以上	首輪なし

2 抑留した日 平成20年1月22日

3 抑留期限 平成20年1月25日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、国土交通省中部地方整備局長から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、法第23条の規定により、縦覧期間内に限り国土交通省中部地方整備局長に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、縦覧期間内に限り三重県知事に意見書を提出することができ、当該意見書は国土交通省中部地方整備局長あてに送付されるので、留意されたい。

平成20年1月25日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 起業者の名称

三重県

### 2 事業の種類

県営ふるさと農道整備事業御菌地区（三重県伊勢市磯町字向山地内から同市御菌町上條字細野地内まで）

### 3 起業地

#### イ 収用の部分

三重県伊勢市磯町字向山及び字尾立、御菌町高向字下万條、御菌町長屋字万條、字里中、字宮待及び字堤外並びに御菌町上條字上條新田、字尾立及び字細野地内

ロ 使用の部分

三重県伊勢市磯町字向山及び字尾立、御菌町高向字下万條、御菌町長屋字万條、字里中、字宮待及び字堤外並びに御菌町上條字上條新田、字尾立及び字細野地内

4 縦覧の場所

伊勢市役所御菌総合支所 産業建設課

5 縦覧期間

公告の日から平成 20 年 2 月 8 日まで

## 伊勢市公告 8 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 1 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市二見町西	雑種	茶	雌	中	91 日以上	青い首輪

2 抑留した日 平成 20 年 1 月 23 日

3 抑留期限 平成 20 年 1 月 29 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告 9 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 1 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市神菌町	雑種	茶	雄	中	91 日以上	首輪なし

2 抑留した日 平成 20 年 1 月 25 日

3 抑留期限 平成 20 年 1 月 31 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）